

議案第16号

養父市地域ふれあいの家設置及び管理条例の一部を改正する条例
の制定について

養父市地域ふれあいの家設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市地域ふれあいの家設置及び管理条例の一部を改正する条例

養父市地域ふれあいの家設置及び管理条例（平成16年養父市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中養父市口大屋ふれあいの家の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第16号 養父市地域ふれあいの家設置及び管理条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ふれあいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 349 1113 497"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 349 640 399">名称</th> <th data-bbox="640 349 1113 399">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 399 640 448"><u>養父市口大屋ふれあいの家</u></td> <td data-bbox="640 399 1113 448"><u>養父市大屋町中1080番地</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 448 640 497">養父市大屋ふれあいの家</td> <td data-bbox="640 448 1113 497">養父市大屋町山路142番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>養父市口大屋ふれあいの家</u>	<u>養父市大屋町中1080番地</u>	養父市大屋ふれあいの家	養父市大屋町山路142番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ふれあいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 349 2092 497"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 349 1619 399">名称</th> <th data-bbox="1619 349 2092 399">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 399 1619 497">養父市大屋ふれあいの家</td> <td data-bbox="1619 399 2092 497">養父市大屋町山路142番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	養父市大屋ふれあいの家	養父市大屋町山路142番地
名称	位置										
<u>養父市口大屋ふれあいの家</u>	<u>養父市大屋町中1080番地</u>										
養父市大屋ふれあいの家	養父市大屋町山路142番地										
名称	位置										
養父市大屋ふれあいの家	養父市大屋町山路142番地										